

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……
- 建築基準法による意見の聴取
……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……
- 建築基準法による一団地の区域
……(同)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
……(生活文化局都民生活部管理法人課)……
- 特定非営利活動法人の認定
……(同)……
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 不燃化推進特定整備地区の指定(六件)……(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……

告示

東京都告示第千六百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 施行者の氏名又は名称
株式会社バルコ、馬部三郎及び小泉美恵子

二 事業施行期間
平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区
調布市小島町一丁目地内

四 事務所の所在地及び施行認可の年月日
渋谷区神泉町八番十六号

平成二十五年三月二十八日

五 規約及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十五年十二月五日

東京都告示第千六百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に對

し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年十二月五日

東京都多摩建築指導事務所長

堀 江 信 之

一 公聴会を行う日時 平成二十五年十二月十三日(金曜日)午後三時から

二 公聴会を行う場所 くにたち南市民プラザ 一号棟一階

三 書面の提出先 国立市泉二丁目三番二号

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係(東京都立川板庁舎二階)

立川市曙町三丁目七番十号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 国立市富士見台二丁目四十七番地の一所氏名 国立市

建築敷地 国立市大字谷保字岨ノ下千七百五番の一ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域等

申請の概要

工事種別	増築
及び用途	体験学習施設
敷地面積	約四、〇四六平方メートル
建築面積	約百三十三平方メートル
延べ面積	約百三十三平方メートル
構造及び階数	木造 地上二階
高さ	六・二四八メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千六百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

東京都多摩建築指導事務所長

堀江 信之

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

- 昭島市大神町字古新田七百五十三番 平成二十五年十一月十九日
- 二、七百五十八番二、七百六十七番
- 八、上川原町字古新田二百六十三番
- 及び田中町字後小欠五百六十二番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市曙町三丁目七番十号）

●東京都告示第千六百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

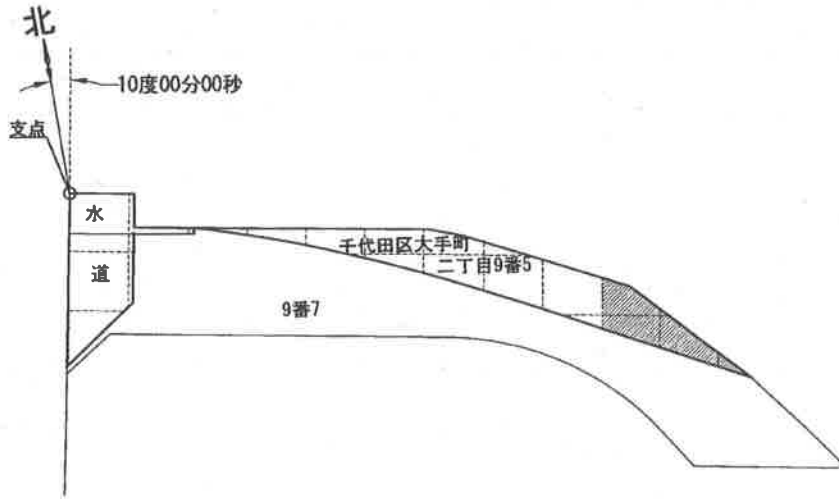
東京都知事 猪瀬 直樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内）





二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界
-  敷地境界

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

(支点)

支点は、敷地境界(千代田区大手町二丁目9番5地先)の最北端とする。
(X座標-34531.791, Y座標-6201.485)

(格子の回転角度:10度00分00秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた軸並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市高松町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)…(同)…二

○平成二十六年における(さんご)漁業の許可等の申請期間等…(産業労働局農林水産部水産課)…四

○平成二十六年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等…(同)…四

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…五

告示(公)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し…七

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請…(生活文化局都民生活部管理法人課)…七

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更…(オリンピック)…九

○駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更…(同)…九

告示

東京都告示第百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第九百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日

東京都知事 舛添 要 一

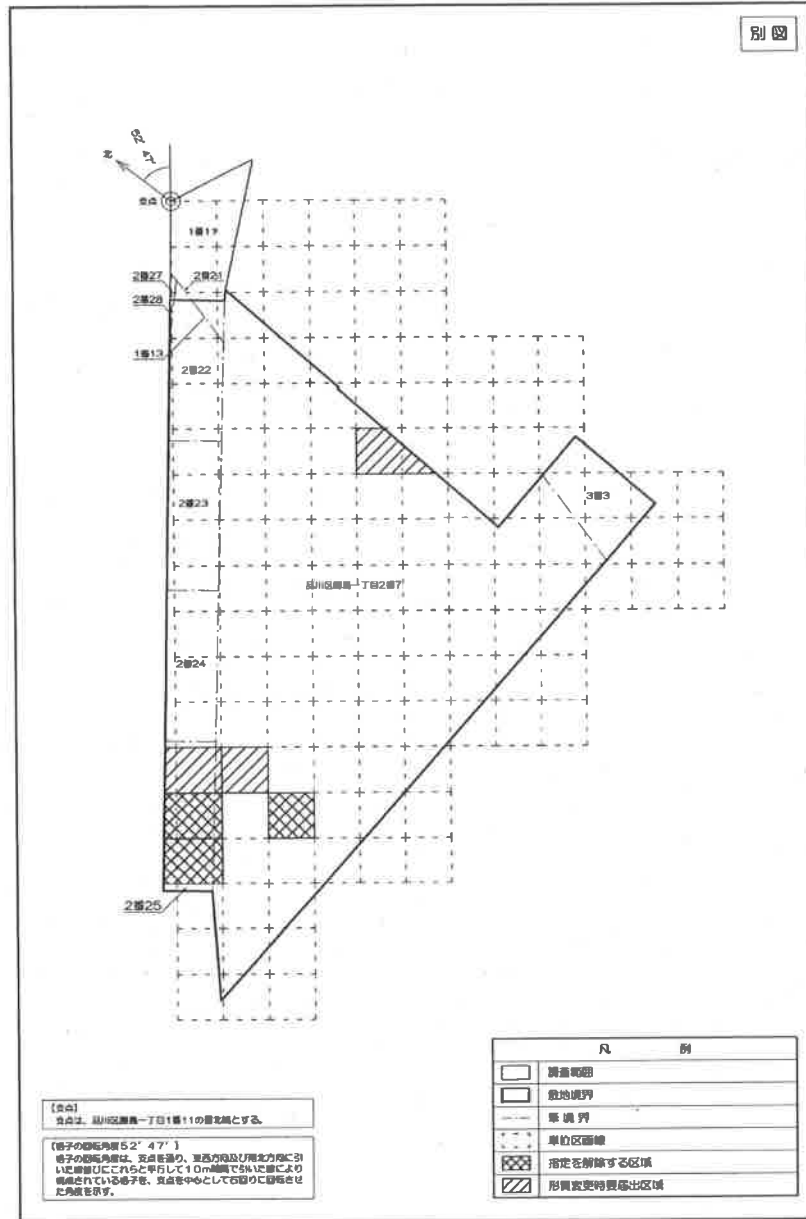
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西五反田五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第百七十一号

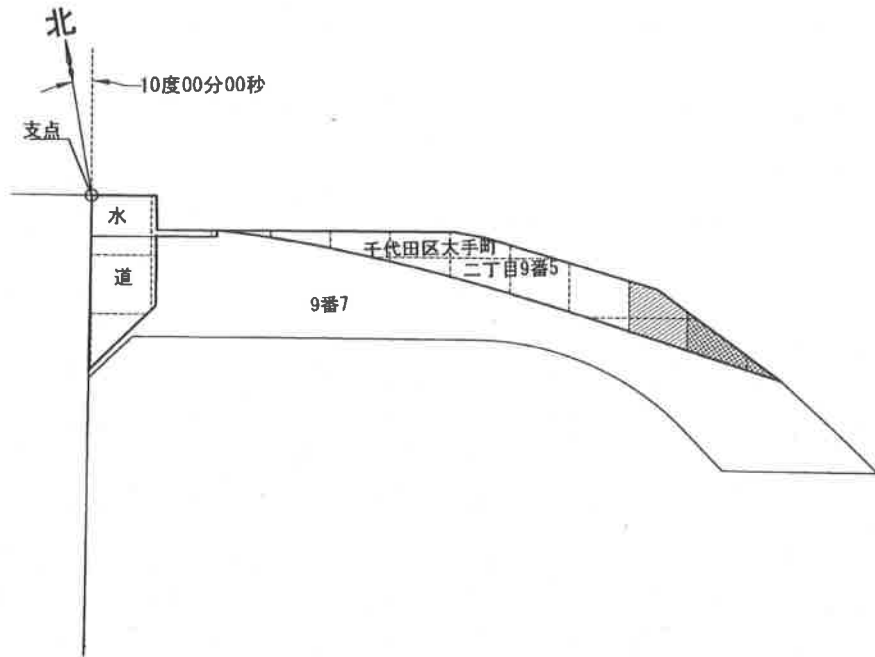
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百四十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日






東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
-  単区画線
-  筆境界
-  敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界（千代田区大手町二丁目9番5地先）の真北端とする。
 (X座標-34531.791、Y座標-6201.485)

〈格子の回転角度:10度00分00秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

※支点座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第七十二号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十六年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年三月三日から同月十四日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
十六隻

●東京都告示第七十三号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十六年における底魚一本釣り漁業（小笠原海域におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間